

Un exemple de la liquidation de communauté et succession en droit français

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/44838

フランス法における夫婦財産制解消 及び遺産分割の一例

宮 本 誠 子

序

2013（平成 25）年 9 月 4 日、最高裁は大法廷を開き、民法 900 条が定めていた嫡出でない子の相続分に関する違憲決定を出した（最決平成 25 年 9 月 4 日民集 67 巻 6 号 1320 頁）。同年 12 月には、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分と同等にする民法改正が行われた。これを機にして、法律婚を尊重する国民意識が損なわれるのではないかと、配偶者を保護するための措置を併せて講ずべきではないかといった様々な問題提起がされ¹、現在、相続法を見直すための議論が進んでいる。法務省はまず、相続法制ワーキングチームを立ち上げた。ここでは、2014 年 1 月から 2015 年 1 月にかけて、生存配偶者の保護を目的とした²新たな法整備などの検討がなされ、報告書が発表されている³。さらに法務省は、「高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の

- 1 相続法制検討ワーキングチーム「1 設置の趣旨」（<http://www.moj.go.jp/shingi/shingi04900197.html>）。
- 2 最高裁決定を受けて、生存配偶者の保護の必要性が唱えられたということになっているが、配偶者と子が相続人の場合、日本法においては子がどのような者であれ（嫡出子かそうでないかに関係なく）、配偶者の法定相続分は 2 分の 1 であり（民法 900 条 1 号）、嫡出子と嫡出でない子の相続分を平等とすることによって、配偶者の相続分が減るわけではなく、生存配偶者の保護の必要性がなぜ生じるのかは明確ではない。仮に、配偶者の子ではない者が相続人に含まれることへの危惧（配偶者の子は配偶者に協力的であろう—例えば自宅土地建物の分割を要求しないだろう—けれども、そうではない）だというのであれば、その問題は嫡出でない子がいる場合に限られない。被相続人の前婚の子（嫡出子）がいる場合も同じ問題が生じる。
- 3 相続法制検討ワーキングチーム「4 相続法制検討ワーキングチーム報告書」（<http://www.moj.go.jp/content/001132246.pdf>）。

社会情勢に鑑み、配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮等の観点から、相続に関する規律を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」との諮問を行い、法制審議会民法（相続関係）部会を設置し、現在、上記の問題を含めた相続法全体についての議論が進められている。

ワーキングチームにおいても法制審議会においても、主な検討課題は生存配偶者の保護である。具体的には、生存配偶者の居住権を法律上保護するための措置、配偶者の貢献に応じた遺産の分割等を実現するための措置、寄与分制度の見直し、遺留分制度の見直しという形で表れている。そのうち、配偶者の貢献に応じた遺産の分割等を実現するための措置としては、遺産分割に先行して実質的夫婦共有財産の清算をおこなうという方策がいくつか提示され、検討されている。しかし、法務省事務局側が、（実質はそうであるとしても）「財産分与と同様に」清算するという表現を使ったためかもしれないが、法制審議会の議論の中では、財産分与と遺産分割を同時に行う際の手続きはどうか、分割までの法律関係はどうか等、多くの質問がなされており、法制審議会においてでさえも、わかりにくいという声が多いように見られる⁴。

配偶者の一方が死亡した場合に、夫婦財産制が解消するとしてそれを清算し、そのうちの死亡した配偶者に相当する分が相続財産に含まれるという方策で示されたものの1つは、フランス法を参考にしたものと想定されるところ、本稿では、フランス法における、夫婦財産制を解消してから遺産分割をするということの一例を採り上げ、具体的にどのように算定しているのかを示すこととし、法制審議会での提案が日本において実現可能なものか、どのような検討が必要か、法制度を取り入れたときに何かが欠如しているかを今後検討するための一助とすることとしたい。

具体例の提示にあたっては、Richard Crône, Bertrand Gelot, et Liliane Ricco,

4 法制審議会民法（相続関係）部会第3回会議（平成27年6月16日）の部会資料及び議事録（<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900261.html>）を参照。また、2015（平27）年11月7日に開催された第32回日本家族〈社会と法〉学術大会のシンポジウムにおいて、窪田充見教授による同内容の報告もなされている。

Recueil de solutions d'examens professionnels, Cas pratiques et examens du notariat : Tome 2 : Droit de la famille, régimes matrimoniaux, PACS, divorce, libéralités, successions et indivision, 14^e éd., Defrénois, 2014 を参照し、多くの事例練習の中から、生存配偶者の居住の保護にも言及した事例を採り上げる (pp.379-390)。そのことで、法制審議会で議論されている居住保護の観点についても同時に示す。

なお、以下で示す条文番号は原則としてフランス民法典のものであり、それ以外のものは法典名を明記する。また、本来であれば、このような具体例を踏まえて、遺産分割における算定に関して、日仏の相違を抽出し、比較する等して、一定の分析をすることが必要であろうが、本稿では、まずは一例を示すにとどめ、分析等については今後の継続的課題とする。

1、具体的事例

A が死亡し、夫婦財産制を解消して、遺産分割をするという場合において、A の家族の状況 (1) 及び財産の状況 (2) が次のとおりであったとする。

(1) 家族の状況

夫 A は、妻 B と婚姻していた。A・B の夫婦財産制は別産制であった。1984 年、2 人の間に子 C が生まれた。1986 年、B が死亡した⁵。

1990 年、A は、妻 D と婚姻した。夫婦財産制についての約定は締結しなかった。婚姻中、A は、女 E (1962 年生) と懇意になり、1995 年、A と E の間には子 F が生まれた。

1998 年、A の両親が死亡し、A はその財産 (パリ 14 区のマンション、有価証券、金銭) を相続した。相続の際に要した費用は、獲得した積極財産から支

5 B の死亡により、A・B の婚姻は終了し、その夫婦財産制は解消されるが、A・B は別産制を利用しており、共通財産がないため、共通財産を解消するための計算や分配は必要ない。

払われた。また、親から相続した財産のうち、金銭 8 万ユーロ分は夫婦の生活費に充てられた。2000 年、A は C に対し、相続分の前渡しとして、親から相続したパリ 14 区のマンションを贈与した。また、2004 年、A は F に対し、先取分として相続分外で、親から相続した有価証券を贈与した。

2009 年、A は死亡した。A の子らは、A は D と別居状態にあり、E とともに人生をやり直したいとして、D との離婚を望んでいて、離婚訴訟を提起することにさえるはずだったと主張している。

(2) A・D 夫婦の財産状況

(i) 積極財産は次のとおりである。

①複数の預金債権：総額 2 万ユーロ。

②譲渡可能な有価証券：死亡時の価額 31 万ユーロ、分割時の価額 42 万ユーロ。名義の変更はなされていない。

③自家用車：死亡時の価額 3 万ユーロ、分割時の価額 2 万ユーロ。

④パリ 7 区のマンション：A が 1987 年に 20 万ユーロで取得した。支払代金のうち 15 万ユーロは自己の財産から支出したが、5 万ユーロは自分の親から借りて支払い、D との婚姻中に自分の給与から返済した。死亡時の価額 60 万ユーロ、分割時の価額 66 万ユーロ。A の死亡時、A・D は別居状態にあったところ、A はこのマンションに居住していた。

④' 当該マンション内にある家具等の動産：死亡時・分割時の価額は 4 万ユーロ。

⑤ブルターニュの別荘：A が 1989 年に 9 万ユーロで取得した。取得にあたってローンを組むなどはしておらず、全額支払い済みである。死亡時・分割時の価額 14 万ユーロ。なお、この別荘の用益権は E に遺贈された（下記 (iii) ㉔）。

⑤' 当該別荘内にある家具等の動産：死亡時・分割時の価額は 1 万ユーロ。

⑥パリ郊外の居宅：2002 年に A・D 夫婦が取得した。支払代金 16 万ユーロ

のうち、10万ユーロはすぐに支払い、6万ユーロは銀行から借りたが返済済みである。死亡時の価額18万ユーロ、分割時の価額20万ユーロ。Aの死亡時、A・Dは別居状態にあったところ、Dはこの居宅に居住していた。

⑥'当該居宅内にある家具等の動産：死亡時・分割時の価額は2万ユーロ。

⑦パリ15区のアパート：2002年、Dは婚姻前から所有していたアパート（当時の価額9万ユーロ）を、同一建物内のより広い部屋（当時の価額12万ユーロ）と、差額3万ユーロを支払い、交換した。差額の3万ユーロは共通財産から支払われた。死亡時の価額16万ユーロ、分割時の価額18万ユーロ。

（ii）債務はない。

（iii）恵与⁶（贈与・遺贈）については次のとおりであった。

⑧パリ14区のマンション：1998年にAが両親から相続した財産である。Aはこれを、2000年に、Cに対し、相続分の前渡しとして贈与した。贈与時の価額32万ユーロ、死亡時の価額36万ユーロ、分割時の価額40万ユーロ。

⑨有価証券：1998年にAが両親から相続した財産である。Aはこれを、2004年に、Fに対し、先取分として相続分外で贈与した。贈与時の価額6万ユーロ、死亡時の価額5万ユーロ、分割時の価額7万ユーロ。

⑩Aは自筆証書遺言を残しており、そこには、「過去の条項をすべて撤回する。私の相続においては法定の割当てで行うように。Eにはブルターニュの別荘（⑤）の用益権を遺贈する。」との趣旨の文言があった。

2、夫婦財産制の解消

夫婦の一方が死亡すると、婚姻が解消し、それに伴い夫婦財産制も解消す

6 恵与（libéralité）は、「ある者が、財産又は権利の全部又は一部を、他の者の利益のために無償で処分する行為」をいい、生存者間の贈与と遺言（遺贈）がこれにあたる（893条）。

る。夫婦財産制により夫婦の共通財産がある場合には、まずそれを分割し、死亡した者の取り分と生存配偶者の取り分とに分ける。死亡した者の取り分は相続財産であり、生存配偶者の取り分は、生存配偶者が自らの財産として取得する。この制度の概要を示し（１）、本件事例における夫婦財産制の解消はどのようなになされるのかを見ていく（２）。

（１）法定共通制解消の概要

夫婦財産契約が締結されない場合は、法定夫婦財産制が適用される。法定夫婦財産制は法定共通制と呼ばれており（1400条以下）、この制度の下では財産は、夫の特有財産、妻の特有財産、夫婦の共通財産の３種に分かれる。特有財産になるのは、各配偶者が挙式の日には有していた財産のほか、夫婦が婚姻中に相続、贈与、遺贈により取得する財産である（1405条１項）。共通財産になるのは、積極財産では夫婦の個人的勤労および夫婦の特有財産の果実および収入について行う節約に由来する、婚姻中夫婦がともにまたは個別に作った後得財産である（1401条１項）。後得財産であっても、個人的性質を有する財産、例えば衣服などは特有財産とされる（1404条１項）。また、特有財産であるとの立証がなされない限り、すべての動産・不動産は共通後得財産とみなされる（1402条１項）。特有財産との交換によって別の財産を取得し、その清算金及び費用（差額として要した費用）が譲渡した財産の価値を下回る場合には、取得した財産は特有財産になり（1407条１項）、清算金は、後で説明するように、当該配偶者から共通財産に対して支払うべき償還にあたる。

法定共通制の解消に伴い、共通財産を分割する際には、財産をまず、夫の特有財産、妻の特有財産、共通財産に仕分けする。法的には特有財産にあたるが、共通財産のように扱われていた財産、例えば婚姻前から持っていた家具を共同で使用していた場合の家具は、解消時には、共通財産から特有財産に「取戻し（*reprise des propres*）」がなされる（1467条１項）。現物が存在する場合には現物で取り戻し、存在しない場合には金銭で取り戻される。

また、共通財産と各配偶者との間に債権債務関係がある場合、例えば、夫婦の一方が自己の債務の弁済について共通財産から便宜を得ていた場合には、その者の特有財産から共通財産に対して「償還 (reprise)」がなされる。逆の場合は、共通財産から特有財産に対して償還がなされる⁷。

取戻し及び償還という作業により、共通財産が明らかになれば、共通財産の分割時での評価額に基づき、各配偶者はそれぞれ2分の1を取得する(1475条1項)。夫婦財産制の解消後、共通財産が分割されるまでの間の、共通財産の状態は、法律上は遺産共有と同じ状態で、遺産共有・遺産分割の規定が適用されるので、いわゆる包括承継の原則によると、各配偶者は、積極財産の2分の1と、消極財産の2分の1を取得するのだが(例えば1220条)、条文上、積極財産をもって消極財産の弁済をすることも認められており(815条の17)、多くの場合は、まず債務を弁済し、残余積極財産を二分するという方法が採られる⁸。

以上により、財産が、夫の特有財産、妻の特有財産、共通財産のうちの夫の取り分、妻の取り分に分けられ、夫が死亡した事例では、夫の特有財産と、共通財産のうちの夫の取り分が、相続財産になる。妻の特有財産と、共通財産のうちの妻の取り分は、相続とは無関係に、妻の固有の財産になる。

(2) 本件事例における夫婦財産制の解消

(i) 各配偶者の特有財産

A・D夫婦は、夫婦財産契約を締結していないから、法定夫婦財産制である共通財産制が適用される。

7 例えば、特有財産である不動産を売却して得た資金と、共有財産である貯蓄を利用して新たに不動産を購入した場合、新たな不動産は特有財産となるが、共通財産により補助した部分について、共通財産は償還の権利を有する(1407条1項)。ただし、償還額が取得財産の価額の半分を超えるときは、取得財産は共通財産となり、当初の不動産の所有者は共通財産に対して償還の権利を有する(1407条2項)。

8 815条の17による清算制度については、宮本誠子「フランス法における可分債務の相続と清算」金沢法学 55巻2号(2013年)209頁以下を参照。

夫婦の財産のうち、Aの特有財産として相続財産となるのは、④パリ7区のマンションと、⑤ブルターニュの別荘である。④はAが1987年に取得した財産であり、⑤はAが1989年に取得した財産であるところ、A・Dが婚姻したのは1988年であり、いずれも、Aが婚姻前に取得した財産にあたるためである。ただし、④については、取得額のうちの5万ユーロが、実質的には婚姻中に得た給与により支払われている。婚姻中に得た給与に由来する財産は共通財産であるから、このマンション自体はAの特有財産にはなるものの、夫婦財産制解消時には5万ユーロを共通財産に償還しなければならない。

⑧パリ14区のマンションと、⑨有価証券は、Aが両親から相続した財産であり、Aの特有財産となるはずであったが、既にA自身により子らに贈与されており、もはやAの特有財産ではない。

Aが両親から相続した財産のうち、金銭8万ユーロ分は夫婦の生活費に充てられ、共通財産のようにみえるが、法的には特有財産である。それゆえ、夫婦財産制解消時には取戻しがなされるはずだが、金銭であり、現物がもはや特定できず、共通財産から夫の特有財産に対し、金銭での償還がなされる（1433条）。

生存配偶者Dの特有財産は、⑦パリ15区のアパートである。婚姻前から所有していた一室（9万ユーロ相当）との交換によって取得しているためである。ただし、交換の際に追加した差額3万ユーロは、共通財産に由来するため、解消時には3万ユーロを共通財産に償還しなければならない。

（ii）償還

（i）より、共通財産・特有財産間でなされる償還は、次のとおりである。

⑦Aの特有財産（相続財産）から共通財産からに対する償還：④パリ7区のマンション獲得の際にした消費貸借の返済分（当時5万ユーロ）

①共通財産からAの特有財産（相続財産）に対する償還：Aがその親から相続した金銭8万ユーロ

⑦生存配偶者 D から共通財産に対する償還：⑦パリ 15 区のアパート取得のために追加した費用（当時 3 万ユーロ）

⑦と⑧は、特有財産を取得するために共通財産からの支払いもなされているためである。償還の額については、「借り入れた価額が、共通財産の清算の日に、借方の資産中に存在する財産を取得し、保存し、又は改良するために用いられたときは、現存する利益を下回ることができない」（1469 条 3 項）ため、特有財産取得時に共通財産から支払われた額を、共通財産を清算（分割）する日の額に算定し直さなければならない。それぞれの分割時の額は、⑦：66 万ユーロ×（取得時 5 万 / 20 万）＝16 万 5000 ユーロ、⑧：18 万ユーロ×（交換時 3 万 / 12 万）＝4 万 5000 ユーロ となる。①は金銭であるため、再評価はせず、8 万ユーロの償還となる。なお、償還は、解消の日から法律上当然に利息を生じる（1473 条 1 項）が、ここでは算出しないこととする。

以上をまとめると、A の特有財産（相続財産）は、④パリ 7 区のマンション、⑤ブルターニュの別荘に加えて、償還としては、償還の義務が⑦ 16 万 5000 ユーロ、償還の請求が① 8 万ユーロであり、すなわち共通財産への義務が 8 万 5000 ユーロとなる（以下では、「償還⑦①」と呼ぶ）。生存配偶者 D の特有財産については、⑦パリ 15 区のアパートに加えて、償還としては、償還の義務が⑧ 4 万 5000 ユーロ、償還の請求はなく、すなわち共通財産への義務が 4 万 5000 ユーロとなる。

（iii）共通財産

特有財産であると証明されない財産はすべて、共通財産とみなされる（1402 条 1 項）ため、取得原因が不明である財産も、婚姻中に共通の金銭から取得した財産も、共通財産となる。個人的性質を有する財産は特有財産となるが（1404 条）、ここでは考慮しないものとする。そうすると、本件での共通財産には、①複数の預金債権、②譲渡可能な有価証券、③自家用車、④'パリ 7 区のマンション内の動産、⑤'ブルターニュの別荘内の動産、⑥パリ郊外の居

宅、⑥'パリ郊外の居宅内の動産が含まれる。さらに、(ii)で算定した償還のうち⑦と⑧は、共通財産の積極財産にあたる。

共通財産の清算のため、これらの財産の総額を、清算時(分割時)の額で算定すると、①2万ユーロ+②42万ユーロ+③2万ユーロ+④'4万ユーロ+⑤'1万ユーロ+⑥20万ユーロ+⑥'2万ユーロ+償還⑦8万5000ユーロ+償還⑧4万5000ユーロ=86万ユーロとなる。この共通財産を、A(相続財産)と生存配偶者Dにそれぞれ2分の1ずつ分配するので、A(相続財産)とDとは、 $86 \text{ 万ユーロ} \times 1/2 = 43 \text{ 万ユーロ}$ をそれぞれ取得する。

3、遺産分割

(1) 相続人と相続分

被相続人Aの相続人となるのは、生存配偶者Dと、子C及びFである(732条、734条)。相続権を有する配偶者は、離婚していない生存配偶者であり、別居していてもかまわない⁹(732条)。子らはAに離婚意思があったと主張するが、問題とならない。子C・Fはいずれも、A・D夫婦から生まれた子ではない。さらにFは、A・Dの婚姻中に配偶者以外の者との間に生まれた子であり、姦生子と呼ばれるが、2001年12月3日の法律による法改正以降、相続分は平等であり、問題とならない。

相続人が生存配偶者と子であり、被相続人と生存配偶者夫婦から生まれたのではない子が含まれる場合、生存配偶者は4分の1の所有権を承継し(757条)、子らは残り一すなわち4分の3の所有権一を承継する。相続人である子のすべてが、被相続人と生存配偶者夫婦から生まれた子である場合には、生存配偶者は、財産全体に対する用益権か、4分の1の所有権かを選択することが

9 フランスでは別居は法律上の制度であり、別居判決によって、婚姻関係は解消しないまま、同居義務が終了する(299条)。財産関係も解消する(302条)が、別居中に一方配偶者が死亡した場合、他方配偶者は生存配偶者として相続の権利を取得する(2001年12月3日の法律を2006年6月23日の法律が修正した)。

できる（757条）が、ここでは認められない¹⁰。

（２）遺留分権利者と自由分・遺留分

（い）自由分・遺留分の割合

フランス民法典では、遺留分ではなく、自由分（*quantité disponible*）が規定されている。自由分とは被相続人が任意に処分できる割合であり、その残りが遺留分になる。子は遺留分権利者であり、遺留分権利者である子が2人の場合、自由分は3分の1で（931条）、よって遺留分は3分の2、すなわち子らそれぞれ3分の1の遺留分を有する。

2001年12月3日の法律により配偶者にも遺留分が認められるようになったが、それは卑属がいない場合である。本件の生存配偶者Dには遺留分はない。

（ii）自由分・遺留分の算定

自由分・遺留分算定のための基礎財産は、相続開始時に存する財産から債務を控除し、贈与を合算したものである。いずれの財産も相続開始時（死亡時）の評価額で算定する（922条）。

相続開始時に存する財産とは、Aの特有財産と、共通財産のうちのAの取り分である。ここにも当然、償還分が含まれ、具体的には共通財産に償還⑦と⑨が含まれる。債務は、相続財産から共通財産への償還⑦である。贈与は④Cに対する贈与と⑩Fに対する贈与である。

評価基準時が相続開始時であるため、償還の額についても、相続開始時の額を確認しておくと、⑦は $60 \text{ 万ユーロ} \times (\text{取得時 } 5 \text{ 万} / 20 \text{ 万}) = 15 \text{ 万ユー}$

10 配偶者が財産全体の用益権を選択すれば、子らは虚有権（用益権のついた財産について、所有権者に留保される名目的な所有権）のみを承継することになる。子らの中に、被相続人と生存配偶者から生まれたのではない子が含まれる場合に、生存配偶者に用益権を認めてしまうと、用益権者である生存配偶者と、虚有権者である子（例えば被相続人の前婚の子）との間で長期間の権利競合が生じることになるため、このような状況を避けるため、用益権の選択が認められていない。

ロ、①は金銭であるため、再評価はせず、8万ユーロで、償還⑦と①を混合すると、相続財産から共通財産への義務（償還⑦①）が7万ユーロとなる。生存配偶者から共通財産への義務である償還⑦は $16 \text{ 万ユーロ} \times (\text{交換時 } 3 \text{ 万} / 12 \text{ 万}) = 4 \text{ 万ユーロ}$ となる。

以上より、自由分・遺留分算定のための基礎財産は、〔Aの特有財産：④60万ユーロ＋⑤14万ユーロ〕＋〔共通財産の取り分：（①2万ユーロ＋②31万ユーロ＋③3万ユーロ＋④'4万ユーロ＋⑤'1万ユーロ＋⑥18万ユーロ＋⑥'2万ユーロ＋償還⑦①7万ユーロ＋償還⑦4万ユーロ） $\times 1/2$ 〕－〔債務：償還⑦①7万ユーロ〕＋〔贈与②36万ユーロ＋③5万ユーロ〕＝144万ユーロであり、これに、自由分・遺留分の割合をかけると、自由分 $144 \text{ 万ユーロ} \times 1/3 = 48 \text{ 万ユーロ}$ 、遺留分 $144 \text{ 万ユーロ} \times 2/3 = 96 \text{ 万ユーロ}$ （子1人あたりの遺留分は、 $96 \text{ 万ユーロ} \times 1/2 = 48 \text{ 万ユーロ}$ ）となる。

フランス法では、被相続人Aのなした恵与（贈与・遺贈）を、自由分または遺留分に充当し（いわば、振り分け）ていき、自由分を超えた恵与がなされていないか、すなわち遺留分を侵害していないかを確認する。

④Cへの贈与：相続分の前渡しとして贈与しており、まず遺留分に充当される。死亡時の額は36万ユーロであり、Cの遺留分48万ユーロを超えておらず、遺留分に充当するのみで足りる（自由分への充当分はない）。

⑤Fへの贈与：先取分として相続分外でなされており、自由分に充当する。死亡時の額は5万ユーロなので、自由分は、 $48 \text{ 万ユーロ} - 5 \text{ 万ユーロ} =$ 残り43万ユーロとなる。

⑥Eへの特定遺贈：自由分に充当する。遺贈対象物は⑤ブルターニュの別荘の用益権であるところ、用益権の算定方法はいくつかあるが、ここでは、租税一般法典669条が、用益権は、用益権者が20歳以下の場合、所有権価額の90%、21～30歳の場合、所有権価額の80%、以下10歳ごとに10%ずつ下がり、81～90歳の場合、所有権価額の20%、91歳以上の場合、所有権価額の10%としているのを参考にする。受遺者Eは1962年生まれで、遺贈の効力発

生時（Aの死亡時、2009年）41～50歳の枠にあたるから、用益権の評価額は、所有権価額60%であり、所有権価額は、死亡時に14万ユーロであったから、特定遺贈の評価額は $14 \text{ 万ユーロ} \times 60\% = 8 \text{ 万 } 4000 \text{ ユーロ}$ である。これを自由分に充当する。⑤での充当により、残りは43万ユーロとなっているから、 $43 \text{ 万ユーロ} - 8 \text{ 万 } 4000 \text{ ユーロ} = \text{残り } 34 \text{ 万 } 6000 \text{ ユーロ}$ となる。

以上より、被相続人Aは自由分を超えた処分をしていない、すなわち、遺留分侵害はないことが確認できる。

（3）遺産分割の対象財産

Aの特有財産と、共通財産のうちAの取り分とが、相続財産であり、遺産分割の対象財産となる。持戻すべき贈与はここで加算する。相続分の前渡しとしてなした贈与は持戻しの対象となる。相続分外でなされた贈与は持戻しが免除される。それゆえ、Cに対する贈与④のみをここで加算する。

債務としては、共通財産への償還があるが、フランス法では実質上、債務の清算が可能であり（815条の17）、ここでも、遺産分割前に清算するものとする。

遺産分割の対象財産の評価額は、分割時を基準として、〔Aの特有財産：④66万ユーロ＋⑤14万ユーロ〕＋〔共通財産の2分の1（2（2）（iii）を参照）：43万ユーロ〕－〔債務：共通財産への償還⑦⑧（2（2）（ii）を参照）8万5000ユーロ〕＋〔贈与の持戻し：④40万ユーロ〕＝154万5000ユーロとなる。

（4）当事者の権利

（i）生存配偶者の権利（生存配偶者に対する恵与がない場合）

相続開始時（死亡時）における遺産の総額は、〔死亡時に存する財産：（Aの特有財産：④60万ユーロ＋⑤14万ユーロ）＋（共通財産の2分の1：36万ユーロ）〕－〔債務：相続財産（被相続人）から共通財産への償還⑦⑧7万

ユーロ〕－〔遺贈：㉔ 8 万 4000 ユーロ〕＋〔持戻し：㉕ 36 万ユーロ〕＝130 万 6000 ユーロ であるから、生存配偶者が承継する額は、これに相続分 4 分の 1 をかけて、 $130 \text{ 万 } 6000 \text{ ユーロ} \times 1/4 = 32 \text{ 万 } 6500 \text{ ユーロ}$ となる。なお、子らの遺留分は 96 万ユーロであり、遺留分を侵害しないためには、生存配偶者は $130 \text{ 万 } 6000 \text{ ユーロ} - 96 \text{ 万ユーロ} = 34 \text{ 万 } 6000 \text{ ユーロ}$ までしか取得できないが、承継する額はこの額を超えていないため、問題ない。

よって、生存配偶者は、死亡時に存在する財産、すなわち〔死亡時に存する財産：（A の特有財産：㉔ 60 万ユーロ＋㉕ 14 万ユーロ）＋（共通財産の 2 分の 1：36 万ユーロ）〕＝103 万ユーロ から、32 万 6500 ユーロ分を取得することになる。これを遺産分割時の評価に換算すると、遺産分割時における遺産の総額が、〔A の特有財産：㉔ 66 万ユーロ＋㉕ 14 万ユーロ〕＋〔共通財産の 2 分の 1：43 万ユーロ〕－〔共通財産への償還㉖㉗ 8 万 5000 ユーロ〕＝114 万 5000 ユーロ であるため、 $114 \text{ 万 } 5000 \text{ ユーロ} \times (32 \text{ 万 } 6500 / 103 \text{ 万}) = 36 \text{ 万 } 2954 \text{ ユーロ}$ となる。

以上から、相続人等が取得する財産の総額を算定すると、

生存配偶者 D：共通財産の分配で取得する額（2（2）（iii）参照）43 万ユーロ－共通財産に対する償還㉖（2（2）（ii）参照）4 万 5000 ユーロ＋遺産分割時に遺産から取得する額 36 万 2954 ユーロ＝74 万 7954 ユーロ

子ら：遺産分割の対象財産（（3）参照）154 万 5000 ユーロから、D の取得額 36 万 2954 ユーロ及び特定遺贈㉔ 8 万 4000 ユーロを除くと、109 万 8046 ユーロ であり、子は 2 人いるため、子 1 人分は $109 \text{ 万 } 8046 \text{ ユーロ} \times 1/2 = 54 \text{ 万 } 9023 \text{ ユーロ}$

特定受遺者 E：8 万 4000 ユーロ となる。

これらの合計額は、〔D の取得額：74 万 7954 ユーロ〕＋〔子らの取得額：109 万 8046 ユーロ〕＋〔E の取得額：8 万 4000 ユーロ〕＝193 万ユーロ であるところ、夫婦財産・相続をあわせて分配すべき財産の総額と一致するか確認すると、総額は、㉑ 2 万ユーロ＋㉒ 42 万ユーロ＋㉓ 2 万ユーロ＋㉔ 66 万

ユーロ+④'4万ユーロ+⑤14万ユーロ+⑤'1万ユーロ+⑥20万ユーロ+⑥'2万ユーロ+贈与の持戻し④40万ユーロ=193万ユーロであり、一致する。

(5) 財産の割当て

(4)で算出した額になるように、各財産を振り分ける。ここでは具体的な割当ては示さないが、次の点には注意しなければならない。

生存配偶者は、夫婦での持ち家に居住していた場合、被相続人の死亡後1年間、法律上当然に、その住宅及び住宅に備え付けられた動産を無償で享有することができる(763条1項)。これは、生存配偶者が被相続人と別居していても、問題とならない。死亡時に主たる住居として実際に占有していればよい。それゆえ、生存配偶者Dは、⑥パリ郊外の居宅に居住し、居宅内の動産を1年間は無償で利用できる。

そして、生存配偶者は、被相続人の死亡から1年以内に意思表示をすることで、上記の持ち家に対する居住権およびそこに備え付けられた家具の使用権を、自分の死亡時まで享受することができる(764条、765条の1)。これは相続財産の一部として取得するため、遺産分割の割当ての場面では、この部分を生存配偶者が優先的に取得したとして、扱われる。なお、居住権・使用権にあたる価額は、用益権の60%とされる。

また、Cによる持戻しは差引きによってなされる(858条)。Cが現実には、受贈対象物を返還しなければならないわけではなく、受贈対象物は取得したままにでき、分配を受ける額がその分減るだけである。

*本稿は、平成27年度科研費、基盤研究(C)、課題番号(15K03200)の成果の一部である。